

県外の医療機関で妊婦・産婦健康診査 および1か月児健診を受診される方へ

妊娠届出時にお渡しした「母子保健のしおり」は、三重県内の医療機関で使用することができます。
県外の医療機関にて健診を受診される場合は、一旦全額自費でお支払いいただく必要があります。

【助成について】

- * 三重県外で受診した健診・検査費のうち、三重県内で受診した場合の同等の費用の助成が受けられます。
- * 保険外負担(10割負担分)の費用に対し、助成を受けられます。**(保険適応分は対象外)**
- * 「母子保健のしおり」内の受診票は使用できませんが、受診先の医療機関で必ず記入を依頼してください。

里帰りから戻ってきたら申請してください

受診日にいなべ市に住民登録のある方が対象となります。
申請期限は健診受診日から**1年以内**です。



【申請方法】

必要なものを準備し、母子保健課窓口までお越しください。

	必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・委任状 	母子保健課窓口にあります (市のホームページからもダウンロード可能です)
妊婦一般健康診査	<input type="checkbox"/> 「母子保健のしおり」(市で交付した受診票) 妊婦一般健康診査：胎児1人につき14回助成 産婦健康診査：2回助成 乳児1か月健診：お子さん1人につき1回助成 ※受診日・受診結果・病院の印・担当医または助産師名があること ※記入漏れがある場合、助成の対象外となります
産婦健康診査	<input type="checkbox"/> 受診医療機関発行の領収書(原本)、あれば明細書 <input type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input type="checkbox"/> 通帳、または振込先がわかるもの ※口座名義人が申請者本人以外の場合は、委任状が必要 (□認印 ※委任状のみ)
1か月児健診 ※4か月・10か月児健診 の助成はありません	<input type="checkbox"/> 本人確認ができるもの ※健診から申請までの間に氏名・住所が変更となった場合は、 申請書に変更前後の氏名・住所等を記入していただきます

【助成額の決定と振込】

- ・提出された書類を審査し、結果票に記入のある健診項目に応じた金額を助成します。
- ・提出月から1~2か月後に振り込みます。決定通知書を送付するのでご確認ください。

【新生児聴覚スクリーニング助成について】

- ・赤ちゃん訪問時に助成の手続きをします。



問い合わせ先
いなべ市役所 母子保健課
TEL 0594-86-7770
FAX 0594-86-7864